

医療用医薬品の安定確保に関する関係者会議ワーキンググループ設置要綱

令和2年11月2日

医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議

1. 設置趣旨

医療上必要不可欠であって、汎用され、安定確保が求められる医薬品は、原因の如何を問わず、供給が停止されることは、医療の提供に支障を来す恐れがある。実際に、一部の抗菌薬について医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生したことを受け、厚生労働省医政局長の意見聴取の場として、医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議（以下、「安定確保会議」という。）が令和2年3月に設置され、必要とされる医療用医薬品の安定確保策について、4回にわたり議論を行い令和2年9月に取りまとめられた。

安定確保会議においては、汎用され安定確保に特に配慮が必要な医薬品として、日本医学会傘下の主たる学会の各専門領域において、医療上必要不可欠であって、汎用され安定確保が求められる医薬品として、58学会から、551品目（成分）が検討対象として提案された。また、安定確保会議のとりまとめでは、「安定確保医薬品の選定及びカテゴリの設定等に当たっては、今後、関係者会議の下に医学薬学の専門家等で構成される作業会合を設置し、令和2年度末を目途に個別の品目の選定を行うこととする。」とされていることから、安定確保医薬品のカテゴリ設定等を実施するために、安定確保会議の下にワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を設置することとする。

2. 検討事項

- (1) 安定確保医薬品の選定及びカテゴリ設定等の考え方の整理
- (2) 上記(1)に基づく安定確保医薬品のカテゴリ分類
- (3) その他必要な事項

3. 運営

ワーキンググループの庶務は、厚生労働省医政局経済課が行う。

4. その他

- (1) ワーキンググループの構成員は、安定確保会議座長が構成員から指名する。
- (2) ワーキンググループの検討に当たっては、個別企業・品目の機微な情報が取り扱われる可能性があることから非公開とする。なお、議事概要は公表する。
- (3) ワーキンググループの検討結果は安定確保会議に報告することとする。

医療用医薬品の安定確保に関する関係者会議ワーキンググループ構成員名簿

令和3年3月26日時点

氏名	所属等
伊豆津 健一 (いづつ けんいち)	国立医薬品食品衛生研究所 薬品部長
一條 武 (いちじょう たけし)	一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 副会長
大久保 恒夫 (おおくぼ つねお)	日本製薬団体連合会 品質委員会委員長
川上 純一 (かわかみ じゅんいち)	浜松医科大学医学部附属病院 薬剤部長
坂巻 弘之 (さかまき ひろゆき)	神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授
成川 衛 (なるかわ まもる)	北里大学 薬学部 教授
原 靖明 (はら やすあき)	一般社団法人 日本保険薬局協会 流通適正効率化委員会 委員
蛭田 修 (ひるた おさむ)	熊本保健科学大学 品質保証・精度管理学共同研究講座 特命教授
松本 哲哉 (まつもと てつや)	国際医療福祉大学 医学部感染症学講座 主任教授
◎座長	